

NO. 110 2019. 8. 1



労働徳島

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課
 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
 Tel 088-621-2346 Fax 088-621-2852
 県ホームページ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

はぐくみ支援企業の表彰を行いました！

徳島県は、仕事と家庭の両立支援について、他の模範となる優れた取組みを実施している企業を「はぐくみ支援企業」として表彰しています。

- ◆ **表彰日** 平成 31 年 2 月 18 日 (月)
- ◆ **表彰を受けられた企業**
 - ・ 喜多機械産業株式会社 ・ 株式会社 DNP 四国



ファミリー・サポート・センター功労者の表彰を行いました！



徳島県は、ファミリー・サポート・センターにおいて子育て援助活動等に熱心に取り組み、その功績の認められる方を「ファミリー・サポート・センター功労者」として表彰しています。

- ◆ **表彰日** 平成 31 年 2 月 18 日 (月)
- ◆ **表彰を受けられた皆さん**
 - ・ 徳島 鮎合 奈弓さん、南 恵子さん
 - ・ 板野東部 三谷 由美さん、楠木 悦子さん
 - ・ 阿南 幸坂 京子さん
 - ・ 鳴門 金川 雅子さん

障がい者雇用優良企業の表彰を行いました！

徳島県は、障がいのある人の雇用や定着について、模範となる取組みを実施している事業所を「障がい者雇用優良企業」として表彰しています。

- ◆ **表彰日** 平成 31 年 2 月 18 日 (月)
- ◆ **表彰を受けられた企業**
 - ・ 特定医療法人 恵済会 ゆうあいホスピタル
 - ・ 株式会社 徳島ランドリー
 - ・ 株式会社 松本コンサルタント



労働徳島 NO. 110 主な内容

はぐくみ支援企業等の表彰について	1	徳島県奨学金返還支援制度について	5
チャレンジとくしま賞の表彰について	2	知っていますか、無期転換ルール	6
徳島県奨学金返還支援サポート企業を認証しました	3	女性活躍推進法の改正について	7
徳島県はぐくみ支援企業を認証しました	4	令和 2 年度県立テクノスクール募集案内	8

チャレンジどくしま賞の表彰を行いました！

徳島県は、県内に在住し、永年にわたり模範的職業人として活躍している障がいのある方を「チャレンジどくしま賞」として、平成 27 年度から表彰しています。

◆**表彰日** 平成 31 年 2 月 18 日（月）

◆**表彰された皆さん**

- ・青木 康宣さん ・茨木 和浩さん
- ・河野 孝子さん ・中村 賢聖さん



テレワークセンター徳島のご案内

ICT を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」は、「働き方改革」にも有効な手段として期待されています。

徳島県では、テレワークを希望する個人や企業の方に活用していただける「テレワークセンター徳島」を設置しています。

センターでは、テレワーク導入相談をはじめ、コワーキングスペース（無料 Wi-Fi あり）、研修室・会議室（要予約）などを無料でご利用いただけます。

※ツール体験コーナーや無料託児室もあります。

場 所 : 徳島市南島田町 2-25（駐車場あり）

電 話 : 090-3187-9845

メール : info@tokushima-telework.jp

開館時間 : 平日 午前 10 時から午後 5 時まで

ホームページ : <https://www.tokushima-telework.jp>



▲資料 & ツール体験コーナー



徳島働き方改革推進支援センターのご案内

「働き方改革」に取り組む事業主の皆様を支援します！！

「徳島働き方改革推進支援センター」の支援内容

① 電話・来所・メールでの相談対応

② 労務管理セミナーの開催

すべて無料！

お問い合わせやご相談は、下記まで。

場 所 徳島市南末広町 5 番 8-8 号 徳島県経済産業会館 2 階 徳島県社会保険労務士会内

フリーダイヤル 0120-967-951（FAX 088-654-7780）

メールアドレス soudancenter@tokushima-sr.jp

徳島県奨学金返還支援サポート企業を認証しました！

徳島県では、県内企業に就職する大学生等の奨学金返還を助成する県奨学金返還基金に、50 万円以上の寄附をいただいた企業を「サポート企業」として、平成 27 年度より認証しています。

◆**交付日** 平成 31 年 4 月 18 日（木）

◆**認証された企業**

・小川信雄教育基金



徳島わくわく移住支援事業の登録法人を募集しています！！

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、東京圏から徳島県内へ**移住し、就業した方に移住支援金**を支給する制度が創設されました。

対象法人として登録・求人掲載して、**東京圏からの移住希望者への企業アピール**にご活用ください。

100 万円

登録方法

「マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書（様式 1）」及び「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項（様式 1 別紙）」を次のところに提出してください。

■ **登録申請書（様式 1）、誓約書（様式 1 別紙）のダウンロードはこちらから**

【徳島県就職支援情報サイト ジョブナビとくしま】<https://jobnavi-tokushima.jp/docs/1022.html>

■ 申請書の提出先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課雇用促進戦略担当あて

移住支援金の対象となる求職者及び法人の登録には要件があります！詳しくは

【徳島県就職支援情報サイト ジョブナビとくしま】<https://jobnavi-tokushima.jp/docs/1022.html>

【徳島県移住支援情報サイト 住んでみんで徳島で！】<https://tokushima-iju.jp/docs/2389.html>
をご確認ください。

「法人登録」に関するお問い合わせ

徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課

雇用促進戦略担当

徳島市万代町 1 丁目 1 番地

電話（088）621-2348・2349

ファクシミリ（088）621-2852

「求人登録」に関するお問い合わせ

とくしまジョブステーション

徳島市寺島本町西 1 丁目 61

徳島駅クレメントプラザ 5 階

電話（088）625-3190・622-6361

ファクシミリ（088）625-5179

徳島県はぐくみ支援企業を認証しました！

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

認証を受けた企業等は、令和元年 6 月末現在で 241 社（団体）となりました。

最近の認証企業等一覧

新たに認証された子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組まれている企業（団体）です。

企業名	業種	企業名	業種
ミッド・インターナショナル株式会社	スマートフォン 関連商材の販売	医療法人彰美会 西新町二丁目クリニック	内科・皮膚科 クリニック
株式会社 AI サポート	コンタクトセンター 事業	株式会社優護	高齢者福祉事業 小規模農業

はぐくみ支援企業の認証を取得して、イメージアップをしてみませんか？

※年度末には、特に優れた取組を行ったはぐくみ支援企業を知事が表彰します。



応募方法

次の書類を、県労働雇用戦略課まで御提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書
- 「一般事業主行動計画」の写し（労働局の受理印のあるもの）
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）

申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

★**応募先・お問い合わせ先** 〒770-8570 徳島市万代町 1-1 TEL 088-621-2346
徳島県商工労働観光部 労働雇用戦略課 働き方改革担当 FAX 088-621-2852

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で 100 万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

安全
国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利
掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単
社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共](#) [検索](#)

中退共 (独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

令和元年度 徳島県奨学金返還支援制度「助成候補者」募集

徳島で働こう!

徳島県内に就職する人の奨学金の返還を支援します。
学部・業種は問いません。

[全国枠] 全国の大学、短期大学、大学院、高専、
専修学校専門課程の在学学生及び既卒者対象



すだちくん

1 募集期間
令和元年 8 月 1 日(木) ▶ 令和元年 12 月 20 日(金)
※当日消印有効

2 募集対象者 次の各項目のいずれにも該当する方
① 日本学生支援機構奨学金等(徳島県が認めるもの。)の貸与を「受けている方」又は「受けていた方(既卒者にあつては返還残額がある方(滞納がある場合を除く))」
② 在学生(R元、2年度に大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業する方)、又は既卒者(R元.8.1時点で県外に在住する30歳(R2.4.1時点)までの方)
③ 徳島県内に定住し、県内の事業所に正規職員として就業を希望する方(公務員を除く)

3 募集人数 150名程度

4 助成金額
大学(短大除く)、大学院、高専の在学学生及び既卒者

① 日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R2.3.31時点)のいずれか少ない額)

上限額100万円

② 日本学生支援機構有利子奨学金借受総額の1/3(既卒者については奨学金借受総額の1/3と奨学金返還残額(R2.3.31時点)のいずれか少ない額)

上限額70万円

短大の在学学生及び既卒者

日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R2.3.31時点)のいずれか少ない額)

上限額50万円

専修学校専門課程の在学学生及び既卒者

日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R2.3.31時点)のいずれか少ない額)

上限額80万円

5 応募方法

チェックリストにより提出書類に不備が無いことを確認した上で、チェックリストとともに次の書類を下記⑦の「お問合せ・応募先」あて、簡易書留で郵送(消印有効)してください。

- ① 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請書
- ② 奨学金貸与証明書(既卒者にあつては奨学金返還証明書)
- ③ 学業成績証明書(直近までの状況がわかり、発行者が厳封したもの)
- ④ 在籍大学等の推薦書(発行者が厳封したもの)(既卒者にあつては自薦書)
- ⑤ 住民票の写し(既卒者のみ)

※徳島県のホームページに各種様式のほか、募集要項、チェックリスト等を掲載しますので、必ず御覧ください。

※書類に不備がある場合は認定されないことがあります。

6 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、県内事業所で3年を超えて就業した場合に支援を開始し、就業4年目から8年目までの5年間、奨学金の返還を支援します。

毎年度、助成金額の1/5を奨学金の返還に充てる費用として、本人に代わって、県が直接、日本学生支援機構等に支払います。

7 お問合せ・応募先

〒770-0045
徳島県徳島市南庄町5丁目77-1 徳島県自治研修センター内
徳島県政策創造部 県立総合大学校本部
電話:088-612-8801 平日8:30から17:15まで
FAX:088-612-8805
E-mail:sougoudaigakkou@pref.tokushima.jp



▲様式のダウンロードや
詳細の確認はこちら
(徳島県HP)

徳島は宣言する
VS 東京



支援企業からの
寄附がこの事業に
使われています。

小川信雄教育基金



株式会社テレコムメディア



日本アライフ株式会社



株式会社 メディアドゥホールディングス
(五十音順)

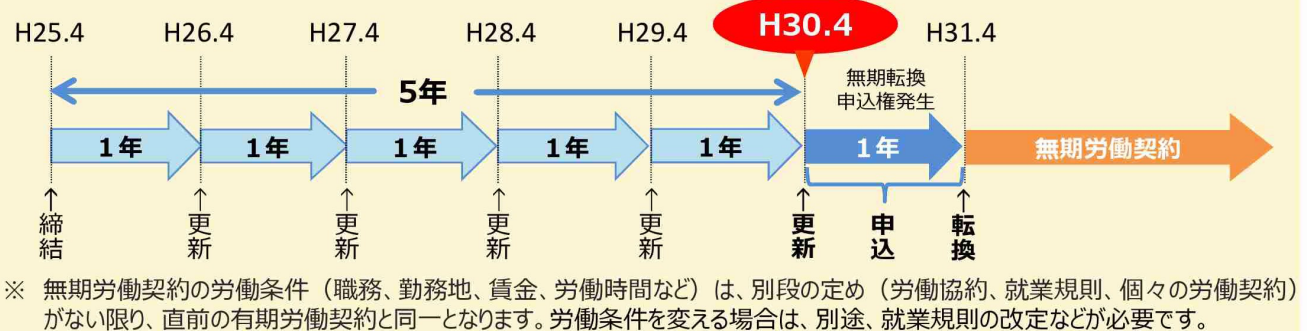
事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



事業主の皆さまへ

令和元年 6 月 5 日時点

～女性活躍推進法が改正されました～

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

事業主の皆さまにおかれては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

※ 改正法は令和元年 6 月 5 日に公布。

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後 3 年以内の政令で定める日）

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大**されます。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1 年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

（※）今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の 1 項目以上を情報公表することが求められます。

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後 1 年以内の政令で定める日）

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

① **職業生活に関する機会の提供**に関する実績、

② **職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績の**各区分から 1 項目以上公表**する必要があります。

（※）現行は下記の14項目から任意の 1 項目以上を公表することとなっています。

（※）行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応を予定しています。

＜各区分の情報公表項目のイメージ＞

※詳細については、省令において示される予定です。

① 職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立
・採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・男女別の採用における競争倍率 ・労働者に占める女性労働者の割合 ・管理職に占める女性労働者の割合 ・係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・役員に占める女性の割合 ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績 ・男女別の再雇用又は中途採用の実績	・男女の平均継続勤務年数の差異 ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・男女別の育児休業取得率 ・労働者の一月当たりの平均残業時間 ・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ・有給休暇取得率

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））を創設します

（施行：公布後 1 年以内の政令で定める日）

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「**プラチナえるぼし（仮称）**」認定を創設します。

なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

（※）認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

（※）認定基準の詳細については、厚生労働省令において示される予定です。

